

農作物・畑作物共済加入形態

地域集団一括引受

- 1 組合との加入契約は個々(A～D農家)。ただし加入方式は原則統一していただきます。
- 2 ○○営農組合と組合との間で事務委託契約を締結します。
- 3 共済掛金・共済金の納入・支払いは、○○営農組合の口座を通して行われます。
- 4 構成員個々に共済掛金・共済金を計算します。
- 5 共済細目書は構成員個々に出力されます。

○○営農組合

A農家			B農家		
1	2	3	1	2	3
4	5	6	4	5	6
7	8	9	7	8	9
C農家			D農家		
1	2	3	1	2	3
4	5	6	4	5	6
7	8	9	7	8	9

①数値は耕地番号(単位10a)
②米モデル事業では各農家から一律控除(例 各農家9番耕地分控除)

農業共済資格団体

- 1 組合との加入契約は○○営農組織との間で行います。(組織を一農家として扱います。)
- 2 共済掛金・共済金の納入・支払いは、○○営農組合の口座を通して行われます。
- 3 ○○営農組合として共済掛金・共済金を計算します。
- 4 共済細目書は○○営農組合に一本に集約されます。

○○営農組合

(A農家)			(B農家)		
1	2	3	1	2	3
4	5	6	4	5	6
7	8	9	7	8	9
(C農家)			(D農家)		
1	2	3	1	2	3
4	5	6	4	5	6
7	8	9	7	8	9

①数値は耕地番号(単位10a)
②米モデル事業では○○営農組織筆から10a控除(例 (A+B+C+D)-10a)